14　その年において法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等で法第三十七条の十一の四又は第四十一条の十二の二第二項から第四項までの規定により源泉徴収をされるべきものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が所得税法第百二十条から第百二十七条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出する場合における同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第百二十条第三項第二号	又は源泉徴収）の雑所得	若しくは源泉徴収）又は租税特別措置法第三十七条の十一の四（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）若しくは第四十一条の十二の二第二項から第四項まで（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）の雑所得又は同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等
第百六十六条	「若しくは」とされる源泉徴収票又は源泉徴収票	「若しくは」と、「源泉徴収）の」とあるのは「源泉徴収）又は租税特別措置法第三十七条の十一の四（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）の」と、「雑所得」とあるのは「雑所得又は同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等」と、「される源泉徴収票、同法第三十七条の十一の三第七項及び第九項ただし書（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の規定により交付される報告書並びに同法第四十一条の十二の二第八項、第九項及び第十項ただし書の規定により交付される通知書

15　前項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第二百六十二条の規定の適用については、同条第三項中「される源泉徴収票、租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項及び第九項ただし書（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の規定により交付される報告書並びに同法第四十一条の十二の二第八項、第九項及び第十項ただし書の規定により交付される通知書」とする。

第二十五条の十の二第一項第二号中「第三十七条の十一の三第二項」を「第三十七条の十一第二項」に改め、同条第二項及び第四項中「年分の株式等」を「年分の一般株式等の譲渡による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は上場株式等」に、「又は雑所得」を「若しくは雑所得」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項第二号中「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項第一号中「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「場合」の下に「又は特定口座に係る法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定口座内公社債（以下この号において「特定口座内公社債」という。）につき同項各号に掲げる事実が発生した場合」を加え、「当該特定口座を」を「これらの特定口座を」に、「の第十二項第二号イ」を「又は当該事実が発生した特定口座内公社債の第十一項第二号イ」に改め、同項第二号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第三号中「第十五項第三号」を「第十四項第三号」に、「第十六項から第十八項まで」を「第十五項から第十七項まで」に、「第二十項から第二十二項まで」を「第十九項から第二十一項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項第二号ロ」を「第十一項第二号ロ」に、「第十八項」を「第十七項」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項第一号中「取得した上場株式等」の下に「又は当該金融商品取引業者等が行う同条第四項に規定する有価証券の売出しに応じて取得した上場株式等」を加え、同項第三号中「第二十項」を「第十九項」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、同項第二十一号中「第二十一項第一号」を「第二十項第一号」に改め、同項第二十二号中「第二十一項」を「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十一項」を「第十項」に、「第十五項第四号」を「第十四項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第十二項」を「第十一項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十六項又は第十七項」を「第十五項又は第十六項」に、「第十八項」を「第十七項」に、「第十五項第三号」を「第十四項第三号」に、「第十六項後段又は第十七項」を「第十五項後段又は第十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第十三項の」を「第十二項の」に、「第十六項」を「第十五項」に、「第十七項」を「第十六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十八項」を「第十七項」に、「第十五項第三号」を「第十四項第三号」に、「第十六項後段又は第十七項」を「第十五項後段又は第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第十五項第二十二号」を「第十四項第二十二号」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第十五項第二十二号」を「第十四項第二十二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第十五項第五号」を「第十四項第五号」に、「第十項第一号及び第二十六項」を「第九項第一号及び第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項第一号中「第十二項第二号イ」を「第十一項第二号イ」に改め、同項第二号中「第十二項第二号ロ」を「第十一項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十五項とする。

第二十五条の十の五第三項第二号中「第二十五条の十の二第十五項第六号」を「第二十五条の十の二第十四項第六号」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の二第十五項第七号」を「第二十五条の十の二第十四項第七号」に改め、同項第四号中「第二十五条の十の二第十五項第八号」を「第二十五条の十の二第十四項第八号」に改め、同項第五号中「第二十五条の十の二第十五項第九号」を「第二十五条の十の二第十四項第九号」に改め、同項第六号中「第二十五条の十の二第十五項第十号」を「第二十五条の十の二第十四項第十号」に改め、同項第七号中「第二十五条の十の二第十五項第十号の二」を「第二十五条の十の二第十四項第十号の二」に改める。

第二十五条の十の七第二項中「係る」の下に「利子所得又は」を加え、同条第三項中「（法第三十七条の十一の六第三項に規定する」を「（無記名の公社債の利子、」に改め、「剰余金の配当」の下に「（所得税法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当をいう。第二十五条の十の十三において同じ。）」を加える。

第二十五条の十の九第二項中「第二十五条の十の二第十項第一号、第十二項又は第二十三項第一号」を「第二十五条の十の二第九項第一号、第十一項又は第二十二項第一号」に改め、同条第三項中「第二十五条の十の二第十二項」を「第二十五条の十の二第十一項」に改め、同条第四項中「第二十五条の十の二第二十項」を「第二十五条の十の二第十九項」に、「同条第二十一項各号」を「同条第二十項各号」に改め、同条第五項中「第二十五条の十の二第十一項」を「第二十五条の十の二第十項」に、「同条第十二項各号（同条第十八項」を「同条第十一項各号（同条第十七項」に、「同条第十五項第二十一号」を「同条第十四項第二十一号」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第六項中「第二十五条の十の二第十四項第二十二号」を「第二十五条の十の二第十三項第二十二号」に改める。